

(宛先) 港区長

## みなとタバコルール宣言登録申請書

**宣言：私たち（事業所名）は、「みなとタバコルール」の趣旨を理解し、賛同し、ルールを守るため、行動します。**

登 録 情 報	事業所名				
	所在地	(〒 - )			
	電話				
	メールアドレス	※みなとタバコルール宣言の情報をお送りさせていただきますので、必ずご記入をお願いいたします			
	URL				
	業種・業態 テゴリ	<input type="checkbox"/> 小売店・販売店	<input type="checkbox"/> 事務所・オフィス	<input type="checkbox"/> 飲食店	<input type="checkbox"/> 宿泊施設
	従業員の数	<input type="checkbox"/> 10人未満	<input type="checkbox"/> 10人以上 100人未満	<input type="checkbox"/> 100人以上 500人未満	<input type="checkbox"/> 500人以上
	<b>«行動プラン»</b> 行動可能なプランに□をつけてください。 <input type="checkbox"/> 社内でのポスター掲示 <input type="checkbox"/> 社内報・社内メールでの周知 <input type="checkbox"/> 社員への啓発(啓発品配布) <input type="checkbox"/> 社内ビジョンやサイネージでの動画放映 <input type="checkbox"/> キャンペーンへの参加 <input type="checkbox"/> 地域のクリーンアップ活動 <input type="checkbox"/> その他				
	区のHP掲載について		<input type="checkbox"/> 事業所名・URLともに掲載希望 <input type="checkbox"/> 事業所名のみ掲載希望 <input type="checkbox"/> 掲載を希望しない		
担当者 情報	担当者所属		連絡先 (電話)		
	担当者名				

### みなとタバコルール（港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例第9条）

«区内全域で全ての人が守るルール»

屋外の公共の場所（道路、公園、公開空地など）では

- ①たばこの吸い殻のポイ捨て禁止
- ②喫煙禁止（指定喫煙場所を除く。）

私有地で喫煙する場合は

- ③公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないよう配慮

«区内で事業活動を行う全ての事業者の方が守るルール»

④事業者の所有する敷地内で喫煙する場合、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされないようにするため、灰皿の移設、撤去、喫煙場所の確保などの環境整備を行わなければならない。

- ⑤従業員や取引先など事業活動に関わる人に、①から③のルールを守らせるよう努めなければならない。

